

1 計画策定の経緯・目的

1-1 計画策定の経緯

京都市南区唐橋西寺町ほかに所在する西寺跡は、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年（1919）公布・施行）に基づき、我が国最初の史跡48件のうちの一つとして、大正10年3月3日付で国の史跡に指定された。当初は、地上に表出する唯一の遺構である講堂跡のみの指定であったが、発掘調査の結果、遺構が良好に残ることが確認されたため、昭和41年（1966）に南門から食堂院にかけての一角が追加指定された。

大正10年の指定当時、周辺はまだ田畑地帯であったが、昭和8～10年頃に区画整理が行われ、昭和8年には中心伽藍域の南半に七条第二尋常小学校（現・唐橋小学校）が開校、同12年にはその北側に唐橋西寺公園が開設された。周囲の民有地も昭和20年代には住宅密集地に変貌していた（国土地理院HP掲載の昭和23年航空写真による）。このような経過から、史跡西寺跡は、指定当初から既に宅地化された史跡指定地での居住権と史跡保存の調整という課題を抱えていた。これに対し京都市文化財保護課では、平成7年に『史跡西寺跡管理方針』（以下、「H7方針」という。）を定め、文化庁・京都府と連携して史跡の保存に努めてきた。

令和元年、長らく遺構が確認できていなかった塔跡が発掘されるに及び、京都市ではその周辺6,291㎡を史跡に追加指定するよう意見具申し、令和3年に指定された。令和4年には国庫補助を得てその大部分を公有化したところである。

今後、残った民有地の公有化を進めるとともに、史跡としての整備を行ってその歴史的な価値を発信し、ひいては周辺のまちづくりにも寄与していくため、保存活用の基本方針として本計画の策定を行うこととなった。

1-2 計画の目的

前項のとおり、本史跡は区画整理された市街地の中にあり、民有の宅地を多く含んでいる。また、公有地も小学校、都市公園、道路といった、市民生活の維持に必要なものが多い。その前提に立って、史跡の保存と活用、継承を適切かつ持続的に行っていくための指針とすることが、本計画の第一の目的である。

また、現在、文化財保護課において公有化を進めている塔跡地区について、今後の公園整備により史跡の本質的価値を可視化し、まちづくりの一つの核としていくことが必要である。本書はその本質的価値を明確にし、整備と活用の方針を示すことが第二の目的である。

1-3 検討会の設置

本計画を策定するにあたり、本市では令和6年4月12日付けで定めた「史跡西寺跡保存活用計画策定検討会開催要綱」に基づき、各分野の学識経験者から成る検討会を設置し、内容についての議論を行った。

○史跡西寺跡保存活用計画策定検討会 名簿

区分	氏名	所属・職名等	専門分野等
委員	上原 真人	辰馬考古資料館館長	考古学
委員	瀧浪 貞子	京都女子大学名誉教授	日本史
委員	富島 義幸	京都大学教授	建築史
オブザーバー	天野 広一	唐橋学区自治連合会会長	地元代表
オブザーバー	青松 龍雄	史跡西寺跡保存会会長	地元代表
オブザーバー	渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官	行政
オブザーバー	中居 和志	京都府教育庁指導部 文化財保護課記念物係 主査	行政
オブザーバー	古閑 正浩	京都府教育庁指導部 文化財保護課記念物係 主査	行政
オブザーバー	安東 峻	京都府教育庁指導部 文化財保護課記念物係 主任	行政

(敬称略)

○事務局

猿渡 毅	京都市文化市民局文化芸術都市推進室 文化財担当部長
森尾 勇三	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 課長
馬瀬 智光	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 埋蔵文化財係長
堀 大輔	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 記念物係長
家原 圭太	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 主任
熊谷 舞子	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 文化財保護技師

○開催実績

- 第1回 令和6年7月4日
- 第2回 令和6年12月23日
- 第3回 令和7年7月2日
- 第4回 令和7年10月28日

1-4 計画の構成

本計画の構成を、図1-1に示す。

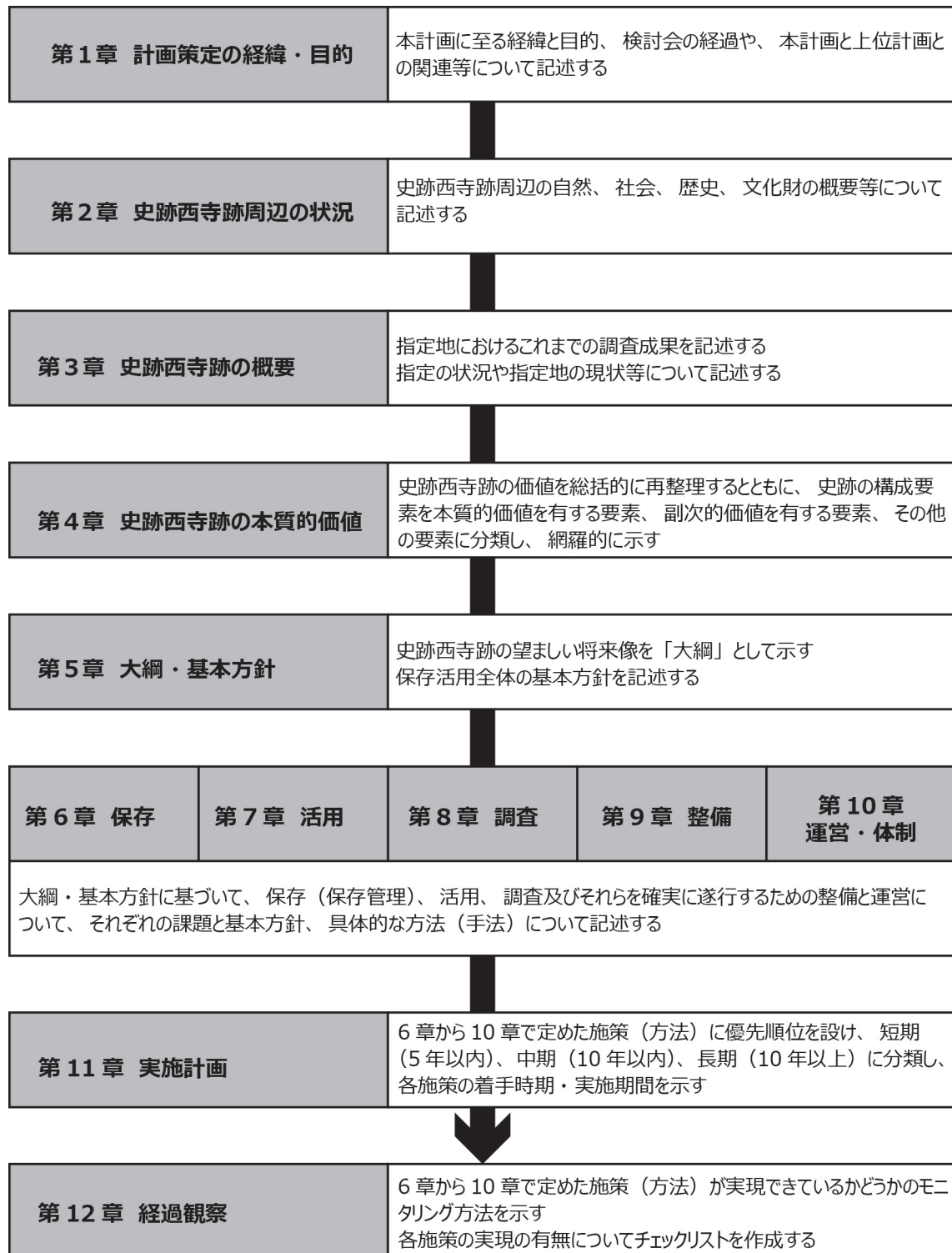


図1-1 本計画の構成

1-5 他の計画との関係

(1) 上位計画

○はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）

<p>計画の位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想に基づく第3期の基本計画（計画期間：令和3（2021）年～令和7（2025）年） ● さまざまな主体と行政とがともに汗を流して協働する「共汗型・戦略的計画」 ● 時代の潮流を踏まえた「未来志向の計画」
<p>都市経営の理念</p>	<p>：京都市の都市政策を進めていくうえでの基本となる考え方 ～生活者を基点に、参加と共働で未来を切り拓く～</p>
<p>京都市の未来像 ：めざすべき京都の姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と脱炭素のまち・京都」 ○ 歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」 ○ 伝統と知恵を生かし、豊かなくらしと都市の活力を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」 ○ 誰もがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ「学びのまち・京都」 ○ いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都」 ○ 人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」
<p>史跡西寺跡の位置づけ または関連する施策等</p>	<p>政策分野5：文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みんなでめざす 2025 年の姿 <p>3 京都文化遺産が、多くの市民や関係者により生かされ、守り伝えられている 京都の奥深い歴史や文化を伝える有形無形の文化遺産や衣食住などの伝統的な暮らしの文化が、多くの市民や大学、企業等の関係者により日々の暮らしの中に生かされ、京都文化遺産として大切に守り伝えられている。</p> <p>推進施策3 日本の宝である京都文化遺産の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 文化財の多様な価値を生かした「保存と活用の好循環」の創出 社会状況に応じて、文化財が有する多様な価値を最大限生かせるよう、文化財の調査・研究や文化財の指定・修理、防災・防犯の対策を行う「保存」と、多くの人に文化財の価値を知り体感してもらう「活用」とをバランスよく行う。これにより、文化財に対する理解や、保存のための財源や担い手の確保、伝統技術の継承等にもつなげる「保存と活用の好循環」を創出していく。 (3) 文化遺産を大切にしまちづくりの推進 文化遺産とその周辺環境の一体的な保全など、文化財保護政策と景観まちづくり政策との融合を図り、地域との連携を深めながら、京都の奥深い歴史を伝える有形無形の文化遺産を大切にしまちづくりを進める。

○未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～（2021-2030）

計画の位置づけ	○平成 31 年（2019）4 月に施行された文化財保護法に位置付けられた法定計画として京都府文化財保存活用大綱を勘案して取りまとめた。 ○「はばたけ未来へ！京みやこプラン 2025（京都市基本計画）」（令和 3 年（2021）3 月策定）を上位計画として、平成 31 年（2019）3 月に京都市文化財保護審議会から提出された答申を踏まえて作成した文化財保護に係る分野別計画である。
計画期間	○計画期間は令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030）までの 10 年間とする。京都市基本計画の終期である令和 7 年（2025）に合わせて、必要に応じて見直しを行い、軽微な変更を除き、改めて国の認定を受けるものとする。
計画の方針	京都文化遺産の維持継承に関する方針として、以下の 4 つの方針が示されている。 （1） 見つける : 京都文化遺産の価値を調査する （2） 知る : 京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る （3） 守る : 京都文化遺産の価値を維持継承する （4） 活かす : 京都文化遺産の価値を育て、創造する
史跡西寺跡の位置づけまたは関連する施策等	○史跡西寺跡は、基本方針「（3）守る」の課題として「買上げや保存を進める必要がある主な史跡等」の一つとして位置づけられている。 ○また、京都文化遺産の維持継承に関する措置「（3）守る」の取組である「史跡公有化及び仮整備」の対象の一つとして、西寺塔跡が挙げられている。

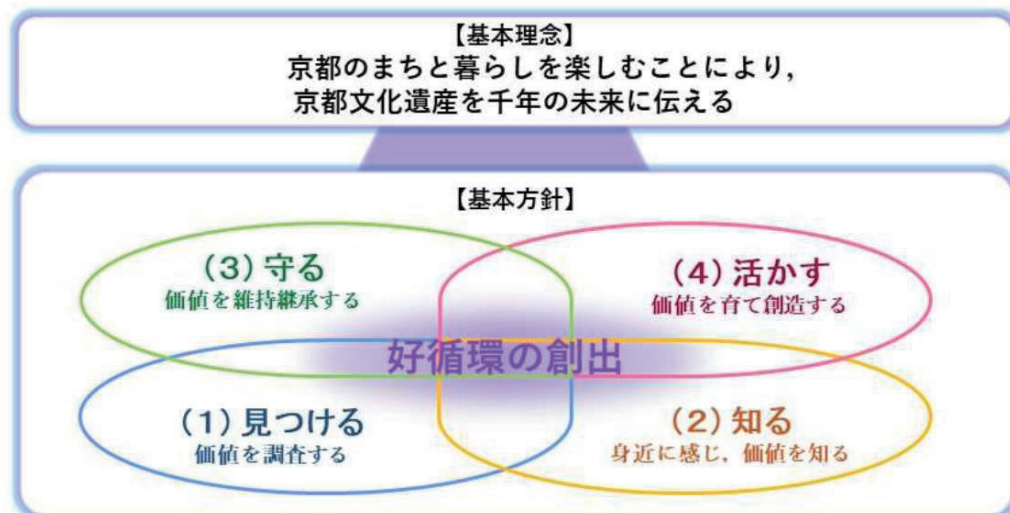


図1-2 京都文化遺産の維持継承に関する基本理念・基本方針等
（未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～（R03.07）より）

(2) 関連計画

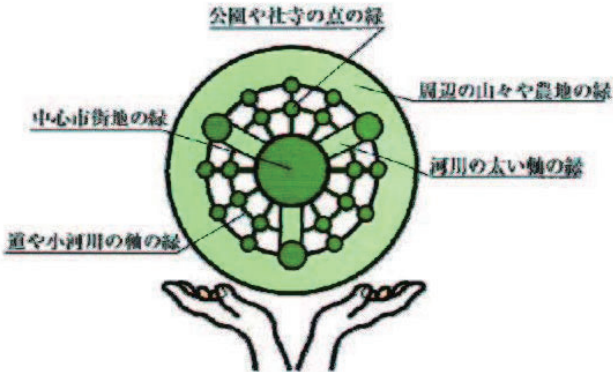
○京都市都市計画マスタープラン（令和3年9月）

都市計画マスタープランの位置づけ	○京都市基本計画や各区基本計画、関連分野の諸計画などと連携し、京都市持続可能な都市構築プランを踏まえた都市計画の分野に関する事項の方針を示す。
目標年次	○京都市基本構想に合わせ、令和7年（2025）とする。
目標とする都市の姿	<p>(1) 地球環境への負荷が少ない都市【環境】</p> <p>(2) 活力ある都市【経済】</p> <p>(3) 誰もが快適に暮らすことのできる都市【生活】</p> <p>(4) 歴史や文化を継承し創造的に活用する都市【文化】</p> <p>① 歴史的な町並み景観を守り、育む都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三山の眺望などに配慮した景観形成 ・歴史的町並みの保全 ・道路の無電柱化による景観形成 <p>② 京町屋や庭園等の歴史・文化資源を活用する都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京町屋等の既存建築物の有効活用 ・文化財や京町屋等の歴史・文化資源の安全性の確保 ・京都文化遺産を活用した取組 ・歴史的景観を形成する建築物や庭園の保全・継承・活用 ・「新町屋」の普及 <p>③ 京都ならではの文化を継承・創造する都市</p> <p>(5) 安心で安全な都市【安心・安全】</p>
方面別指針（史跡西寺跡周辺に関するもの）	<p>【都心部】</p> <p>(4)主な地域の将来像と暮らしのイメージ</p> <p>①方面全般</p> <p>地域の文化・コミュニティや職と住が共存する歴史的な町並みと、広域的な商業施設、多くの企業が活動するオフィスビルやホールなど複合的な機能が重なり合う京都ならではの都心空間において、その魅力を更に高める機能が充実し、国内外から多様な人々が集い、暮らし、働き、交流している。</p> <p>京都都市圏の中核を担う京都駅とその周辺地域では、都市活力をけん引するオフィスビルや商業施設などの都市機能の高度集積が進むとともに、市立芸術大学移転や市中央卸売市場の再整備、梅小路京都西駅の開業を契機として、クリエイティブなまちづくりの機運が高まり、アートやデザイン、ものづくり、伝統・先端産業などが融合した様々な取組・活動が展開されている。</p> <p>②地域中核拠点エリア</p> <p><西大路駅周辺></p> <p>駅周辺のバリアフリー化や土地の有効活用が進み、周辺の業務機能や工場の操業環境とも調和したうるおいある居住環境が創出され、回遊性と利便性を兼ね備えた拠点が形成されている。</p>

○京都市景観計画（令和3年4月）

基本方針	<p>(1) 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進</p> <p>① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成</p> <p>② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成</p> <p>③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成</p> <p>④ 都市の活力を生み出す景観形成</p> <p>⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成</p> <p>(2) 市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の促進</p> <p>(3) 総合的な景観形成の推進</p> <p>(4) 深化する景観政策</p>
市街地景観の整備に関する計画	<p>京都市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成に資する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定め、良好な都市環境の保全及び創出に資するとともに、この景観を将来の世代に継承することとする。</p> <p>(中略)</p> <p>市街地景観の整備を図るため、おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地（以下、「歴史的市街地」という。）を、景観形成の重点地域と定め、これら範囲の全域を都市計画法に基づく景観地区（「美観地区」あるいは「美観形成地区」）として指定し、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用する。</p> <p>(2)美観形成地区</p> <p>美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通り、京都駅周辺地域などを、都市計画法に基づく景観地区（美観形成地区）として指定し、良好な市街地の景観の創出を図る。</p>
美観形成地区における良好な景観の創出に関する地域別方針（史跡西寺跡周辺に関するもの）	<p>【西七条・唐橋】</p> <p>この地域は、北を五条通及び本願寺周辺旧市街地型美観地区、西を西大路通、南を九条通、東を堀川通西側に囲まれた地域（本願寺歴史的遺産型美観地区を除く。）から構成され、当該地域内には、リサーチパークや中央卸売市場などの大規模公益施設を有するとともに、活気溢れる下町の風情を醸し出している。また、羅城門や西寺跡等の史跡にも恵まれている。</p> <p>このため、この地域の建築物等は、通りの景観特性に応じて、京町屋等の歴史的町並みを残す地域においては、外観に和風意匠を取り入れるなどして歴史的な町並み景観の形成を図り、その他の地域は、屋上景観等の整備に努め、良好な市街地景観の創出を図る。</p>

○京都市緑の基本計画（平成22年3月）

<p>計画の位置づけ</p>	<p>京都市における緑の将来像を明らかにし、その実現に向けた取り組みを展開していくためのものであり、さまざまな計画に位置づけられる緑の取組を包括的に取り込み、今後、京都市が展開するみどりに関する取り組みの指針として位置づける。</p>
<p>目標年次</p>	<p>○京都市基本構想に合わせ、令和7年（2025）とする。</p>
<p>緑の将来像</p>	<p style="text-align: center;">緑の将来像の模式図 —緑の御所車—</p> 
<p>緑化の目標（史跡西寺跡周辺市街地に関するもの）</p>	<p>イ 歴史的市街地 概ね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地は、古い家屋が多く残っており、緑の量が少ないだけでなく、新たに緑の空間を増やすことが難しい状況にあります。 緑を大幅に増やすことは困難ですが、市民や観光客の満足度に資する、小さくても効果的な緑を創出していくことが求められます。</p>
<p>緑の配置方針（史跡西寺跡周辺市街地に関するもの）</p>	<p><レクリエーション機能> 歴史的市街地では、身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所となるオープンスペースが不足していますが、新たな公園用地を確保することが難しいことから、従来とは異なる手法によりオープンスペースを確保する必要があります。 開園後40年以上経過した古い公園が数多く存在しており、施設の老朽化や樹木の繁茂によって利用者の安心・安全が損なわれ、利用頻度が低下した公園が増えています。これらの公園を現在の地域性や周辺住民の声、時代のニーズに対応したものとして再整備する必要があります。</p> <p><景観形成・歴史的環境保全機能> 御土居や廃寺跡を始め、数多くの史跡・名勝・天然記念物が点在しています。これらについては点でなく、面としての視点に立ち、周辺環境と調和した保全が必要です。 歴史的市街地は、古都である本市を特徴づける観光客の多い地区ですが、緑が少なく、緑化余地も少ない状況であるため、市民や来訪者の満足度を高め、良好な景観形成につながる新たな緑化手法の導入が必要です。</p>

○京都府文化財保存活用大綱（令和2年3月）

大綱の位置づけ	○平成 31 年 3 月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（以下「国の指針」という。）に基づくものであり、府教育委員会が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。
めざすべき将来像	○府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること
文化財の保存・活用のための基本的な方針 （抄）	<p>（１）文化財の指定等による保護の促進</p> <p>（２）文化財の保護体制の強化</p> <p>これまでのように、文化財の所有者や管理者のみでは、文化財を適切に保護・継承することが困難になっています。今後は、多くの人々が文化財の保護と継承に関わる新たな環境を創出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みを作ることが求められます。このためには、文化財所有者、行政機関と関係団体、研究機関等が連携し、地域の中でその価値を明確にして、文化財が適切に公開され、より多くの人たちがその保存・活用に積極的に関われる環境づくりを進めることが最も重要です。</p> <p>（３）文化財保護を支える技術等の継承</p> <p>（４）文化財の地域的な保存・活用の促進</p> <p>これまで文化財は単独でその保存・活用を行うことが多くありましたが、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、価値付けを行い、時には周囲の景観を含めて保存・活用を図る取組が見られるようになってきました。今後の文化財の地域的な保存・活用においては、こうした文化財保護の在り方も重要です。</p> <p>文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保護・継承を支える新たな環境をつくりだす上で、重要な意味をもっています。</p> <p>文化財の活用は、その適切な保存が前提です。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、文化財の活用にかかるリスクを十分に検討し、公開にあたり、対策を講じておく必要があります。多様な文化財の状態に応じた十分な保存対策が講じられていないと、活用によるき損や滅失の危険性が生じます。また、一定の対策が講じられていても、過剰に活用された場合、文化財の本質的な価値を損なう恐れがあります。</p> <p>このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上で公開していくことが重要です。</p>

1-6 計画の対象地

本計画は、令和8年3月31日現在の史跡西寺跡指定地全体を対象とする。

1-7 計画の期間

本計画は、令和8年4月1日から実施し、10年間をめぐりに必要に応じて改定を行うものとする。

2

史跡西寺跡周辺の状況

2-1 自然

(1) 気候

京都市の気温と降水量（1981年から2010年までの平均値）を図2-1に示す。気候は夏に雨が冬に少ない瀬戸内式気候であり、三方を山に囲まれた地形から、寒暖の差が大きいことが特徴となっている。

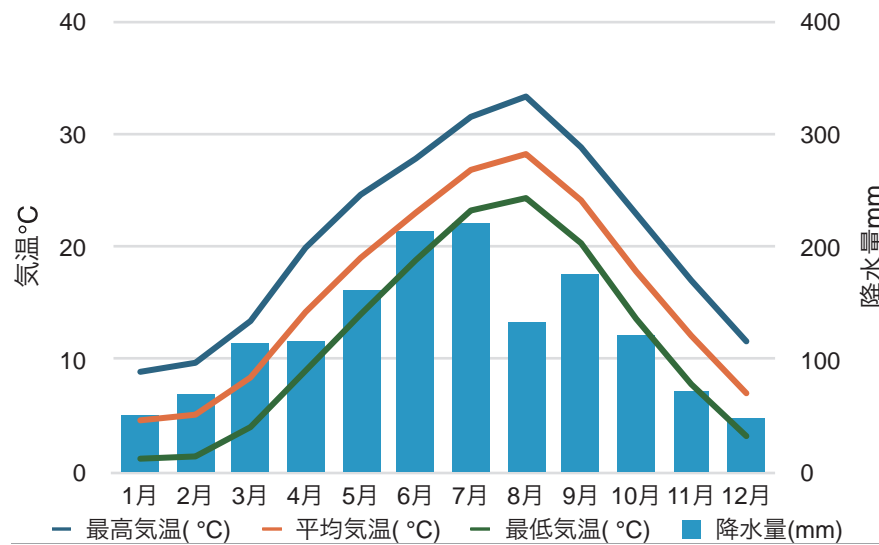


図2-1 京都市の気温と降水量

(2) 地形・地質

西寺跡は京都盆地北半中央、鴨川が形成した扇状地南西端の微高地に立地している。標高は主要伽藍のある寺域南半の北東角20.8m、北西角19.9m、南東角19.3m、南西角18.8mとごく緩やかな傾斜のある地形である。寺跡の南西約1.5kmを流れる桂川の沿岸部で標高19m前後であり、近代には寺跡の南西約0.6kmまで後背湿地が迫っていた。

従前の埋蔵文化財調査では、寺跡の西部を除き、現地表下0.1～0.5mで砂礫がちの基盤層に達することが多く、寺院を建立するには概ね良い地盤であると言える。

このような自然環境であるため、土砂災害のおそれはないものの、京都市水害ハザードマップ（南区版、令和3年5月）では、周辺一帯における浸水深さが0.5～3m未満とされている（図2-11）。また、京都市地震ハザードマップ（南区版、令和6年3月）では、花折断層地震による震度6強の揺れが想定されている（図2-12）。

2. 史跡西寺跡周辺の状況

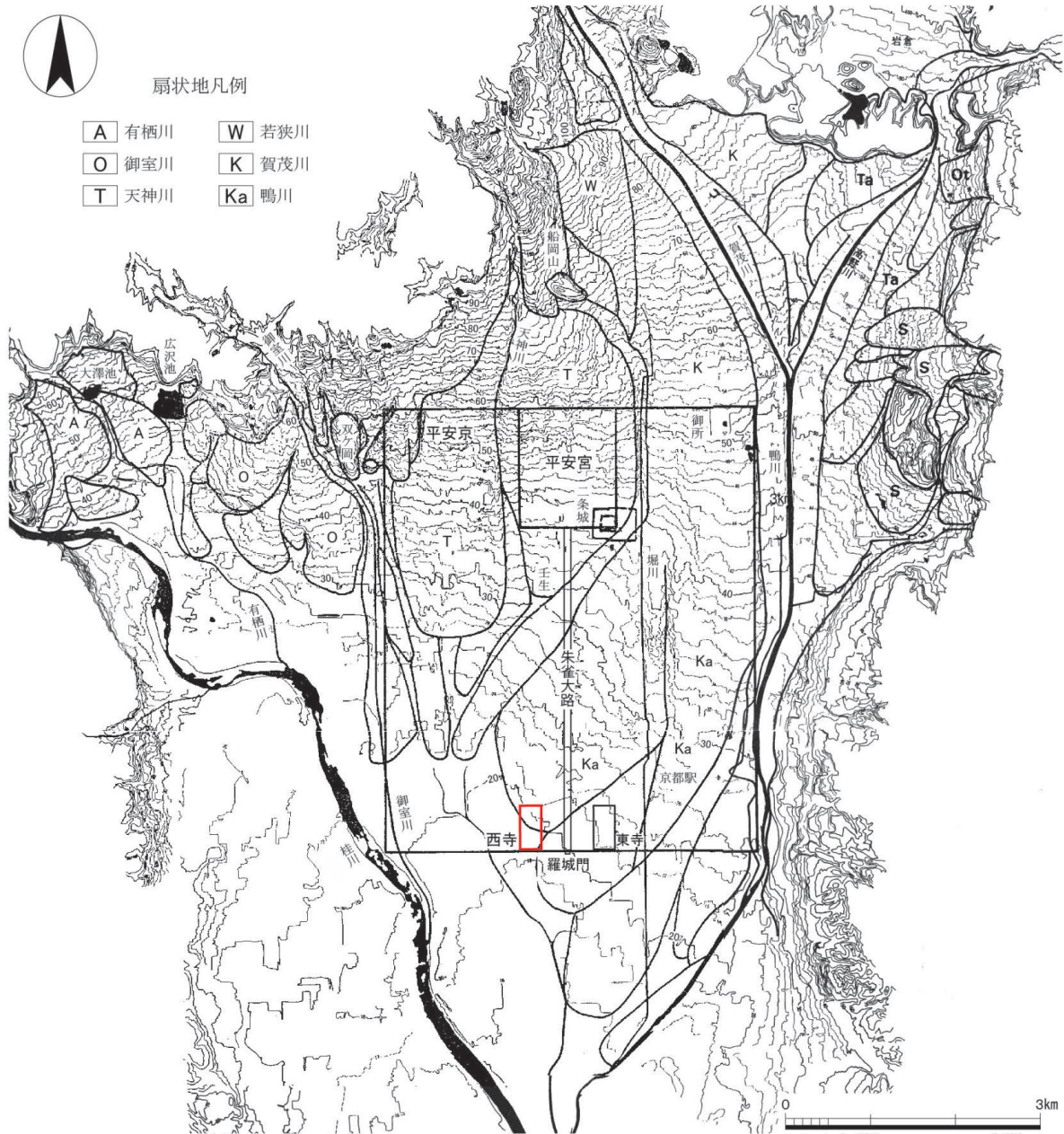


図2-2 京都盆地北部の扇状地(石田1982を一部改変)

(参考文献)

石田志郎「京都盆地北部の扇状地-平安遷都時の京都の地勢-」『古代文化』第34巻第12号 古代学協会 1982年

2-2 社会

(1) 位置とアクセス

史跡西寺跡は京都市南区の北部に位置し、国道171号（九条通）とJR東海道線に南北を挟まれ、西側は御前通（平安京の西大宮大路）に接している。最寄り駅であるJR西大路駅が西方約500mの位置にあり、近くを通るバス路線が7系統あるなど、交通利便性の高いエリアとなっている。また、JR西大路駅のほか、近鉄東寺駅、JR・近鉄京都駅、JR梅小路京都西駅などの鉄道駅も至近に位置している。

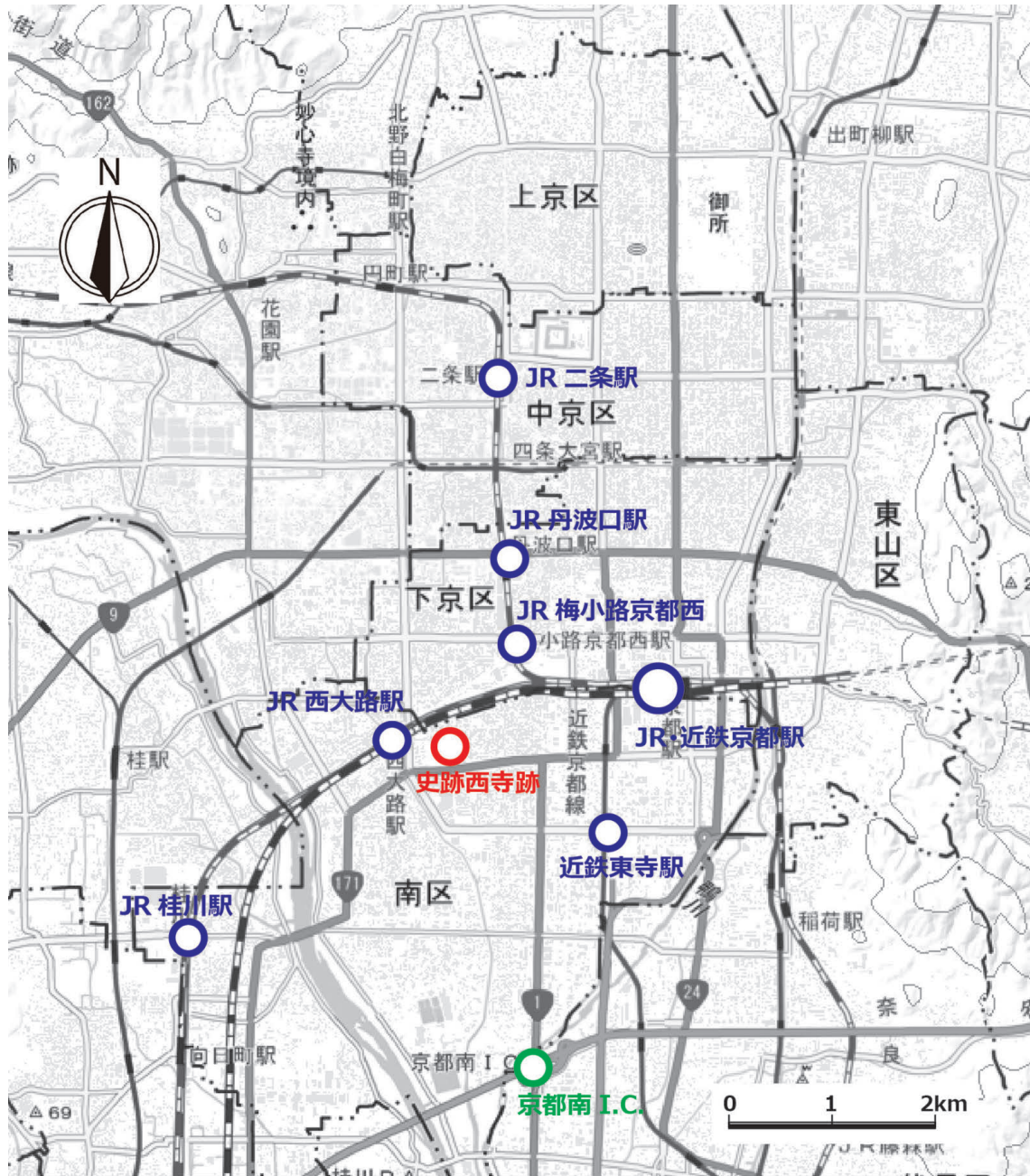


図2-3 位置図

(2) 人口

史跡西寺跡の位置する京都市南区は、世帯数は約5万世帯、人口約10万人が暮らしており、京都市全体の人口が減少傾向にあるのに対して、南区は世帯数、人口ともに増加傾向にある。

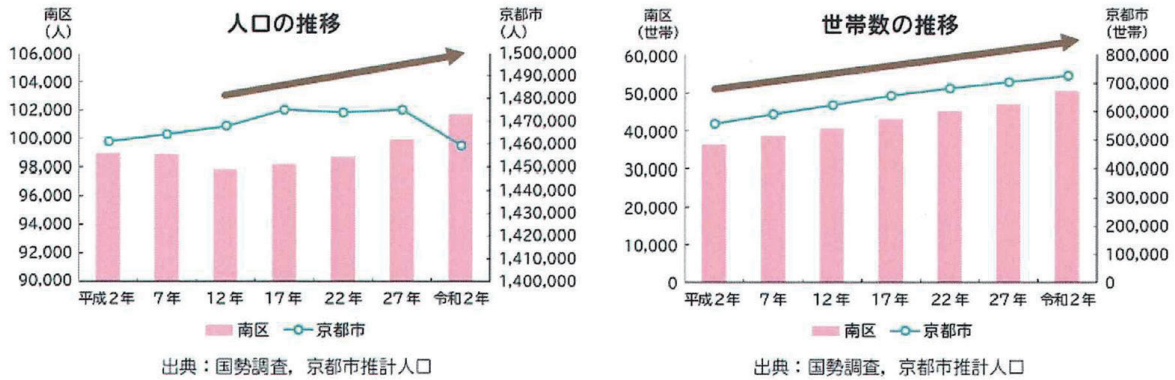


図2-4 人口及び世帯数の推移
(京都市南区基本計画 (2021-2025) より)

京都市と南区の人口ピラミッドを比較すると、南区は「15～24歳」の割合が低い一方で、「25～39歳」の割合が高くなっている。一方、人口動態については、南区では、平成7年～16年までは自然増よりも社会減が上回る傾向にあったが、平成17年以降は自然増よりも社会増が上回る傾向にある。

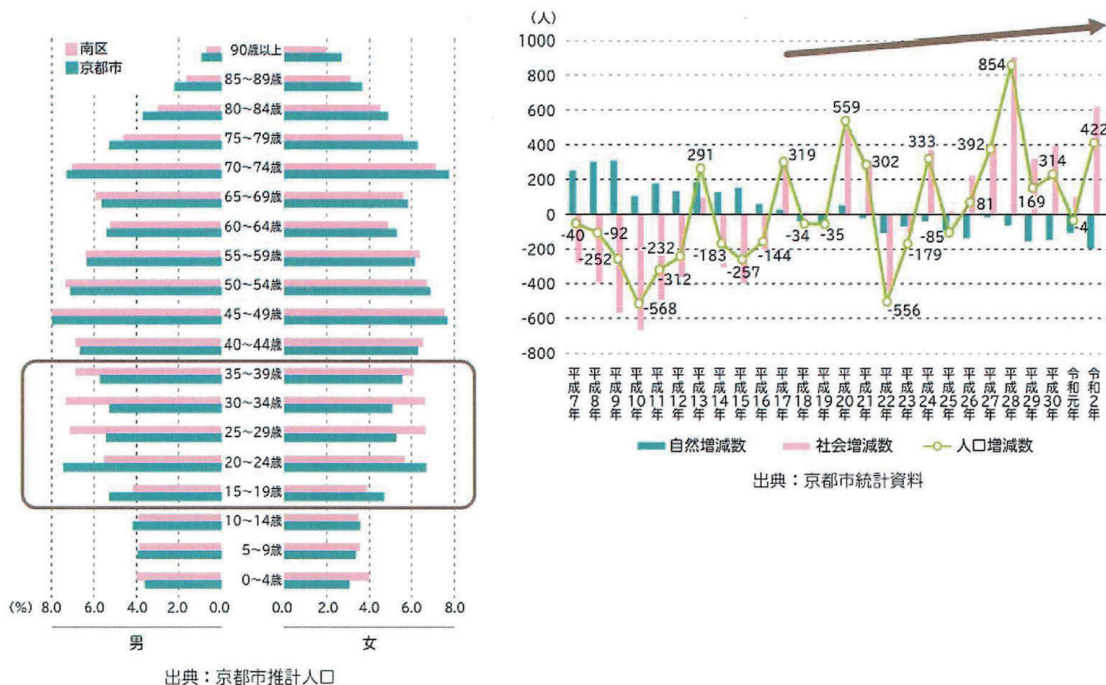


図2-5 人口ピラミッド及び人口動態
(京都市南区基本計画 (2021-2025) より)

(3) 土地利用等の状況

大正時代までの史跡西寺跡一帯はほとんどが田畑で、東海道線南の御前通沿いに旧唐橋村の集落が存在している程度であった。しかし、昭和8～10年（1933～35）頃に区画整理（西寺地区土地区画整理事業）が行われ（註1）、昭和8年には中心伽藍域の南半に京都市立七条第二尋常小学校（現・唐橋小学校）が、12年には北半に唐橋西寺公園が設立された。第3章で述べるように、西寺跡の最初の史跡指定は大正10年と早いものの、この時は講堂跡の官有地のみが指定対象であったため、このようなことになったものである。しかしながら、公園と学校が早くから伽藍中枢部にあったおかげで遺構の破壊を免れてきたという側面もある。

昭和10年には寺域の西隣に京都市立第一工業学校（後に京都市立洛陽高等学校→京都市立洛陽工業高等学校と改称）が上京から移ってきた。昭和20年代には宅地化が進み、21年の航空写真ではほぼ全ての土地に住宅が密集している様子が見て取れる（註2）。昭和24年には寺域北部に京都市立八条中学校が開校し、近接区域に小・中・高が揃うこととなった。このような立地から、唐橋西寺公園は小学生を中心に子供の姿が絶えない状況である。洛陽工業高等学校は市立伏見工業高等学校との統合・移転により平成29年度末で閉校したが、跡地には南区吉祥院にあった市立塔南高等学校が移転し再編され、市立開建高等学校として令和5年度に開校した。

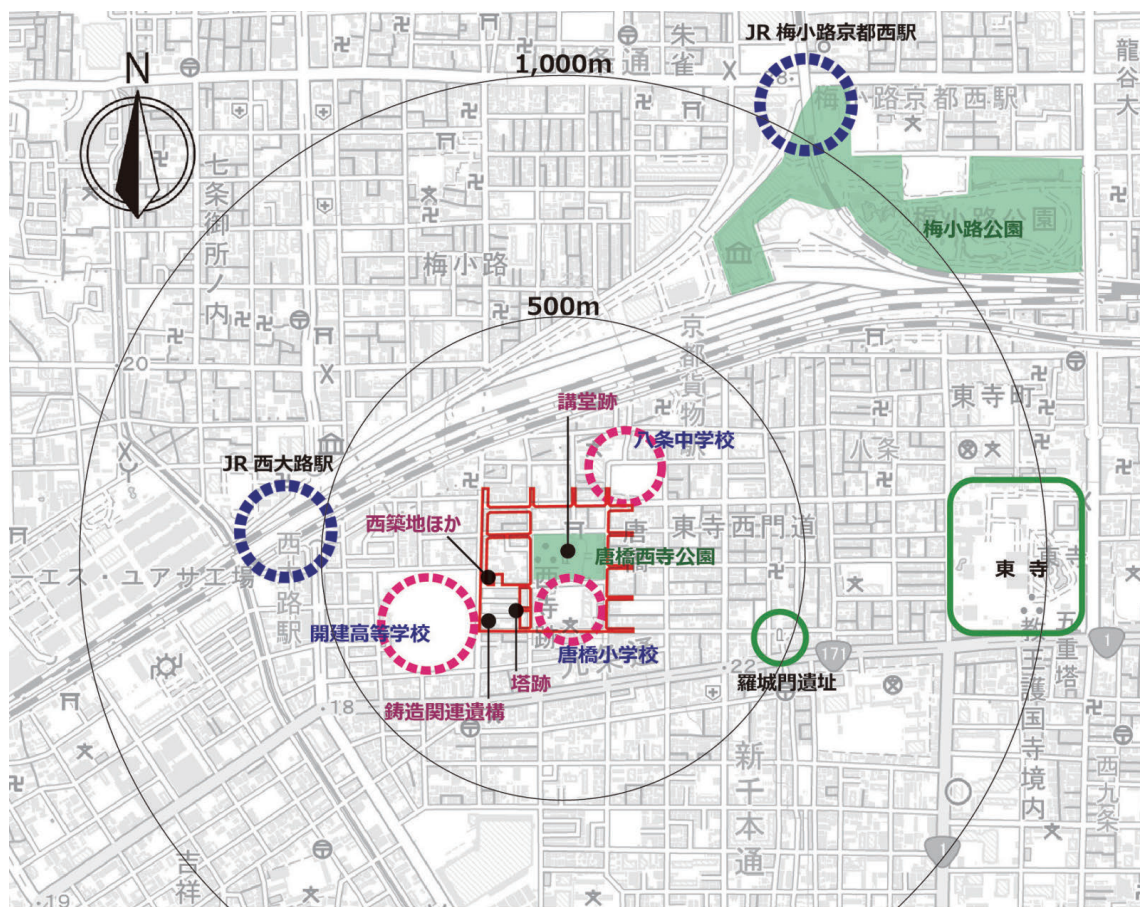


図2-6 史跡西寺跡及び周辺の状況

2. 史跡西寺跡周辺の状況

註

- 1) 西寺土地区画整理事業は昭和6年6月に認可され、昭和8年1月に着工、昭和19年3月に換地処分を終えている。しかし、昭和10年刊行の『京都土地区画整理事業概要』に「殆んど竣工セリ」とあり(「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年)、昭和10年の都市計画図でも現在とほぼ変わらない街区となっている。
- 2) 国土地理院HP「地図・空中写真閲覧サービス」写真番号USA-R275-A-7-160

(4) 法適用等の状況

表2-1 史跡地周辺の法適用の状況

法令	地域指定等	担当課	概要
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・西寺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地） ・西寺跡（史跡） 	文化財保護課	周知の埋蔵文化財包蔵地内で公共事業を除く建設工事や開発工事、土壌汚染土の除去などを行う場合、工事開始までに届出が必要。また、「史跡」は、現状保存が原則であり、現状変更には国又は市による許可が必要。
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域 	都市計画課	計画地は第一種住居地域で、容積率200%、建蔽率60%、20m第2種高度地区に該当。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設 ・都市計画道路 	都市計画課	計画地の外周に面して都市道路が通っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・準防火地域 	都市計画課	計画地全体が準防火地域に該当する。
景観法（京都市景観計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地型美観形成地区 	都市計画課	計画地が市街地型美観形成地区に該当する。 ●市街地型美観形成地区：屋根や外壁の形態意匠、色彩の制限
	<ul style="list-style-type: none"> ・遠景デザイン保全区域(4)、(11)、(49) 	都市計画課	
屋外広告物法 屋外広告物法に基づく条例	<ul style="list-style-type: none"> ・第5種地域 ・屋外広告物禁止地域 	都市計画局広告景観づくり推進室	計画地は、第5種地域に該当する。建築物等定着型屋外広告物、独立型屋外広告物、特定屋内広告物が規制を受ける。京都市においては、屋外広告物規制区域内及び屋外広告物等特別規制地区内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可が必要。

1) 都市計画法/用途地域・高度地区

史跡指定地の大部分を含む周辺一帯は第一種住居地域に指定されており、建蔽率60%、容積率200%で、20m第2種高度地区に指定されている。したがって、戸建て住宅が建ち並ぶ現状は、将来まとまった土地が動いた場合には、共同住宅などに変貌する可能性を含んでいる。

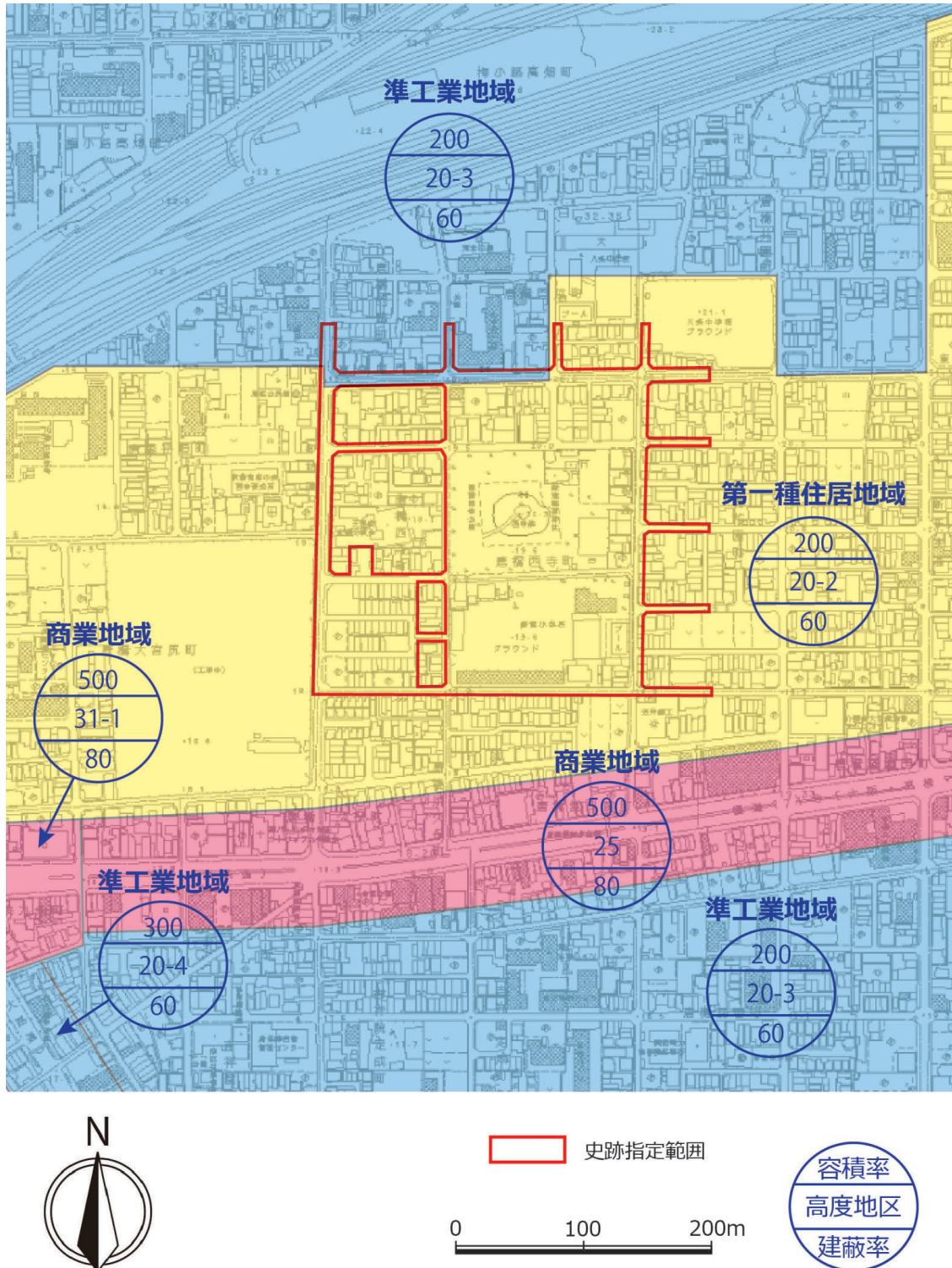


図2-7 史跡地周辺の法適用（用途地域・高度地区）

2. 史跡西寺跡周辺の状況

2) 景観法/景観地区

史跡地を含む周辺一帯は、市街地型美観形成地区に指定されており、建築物は原則的に勾配屋根とするなどの景観規制が行われている。

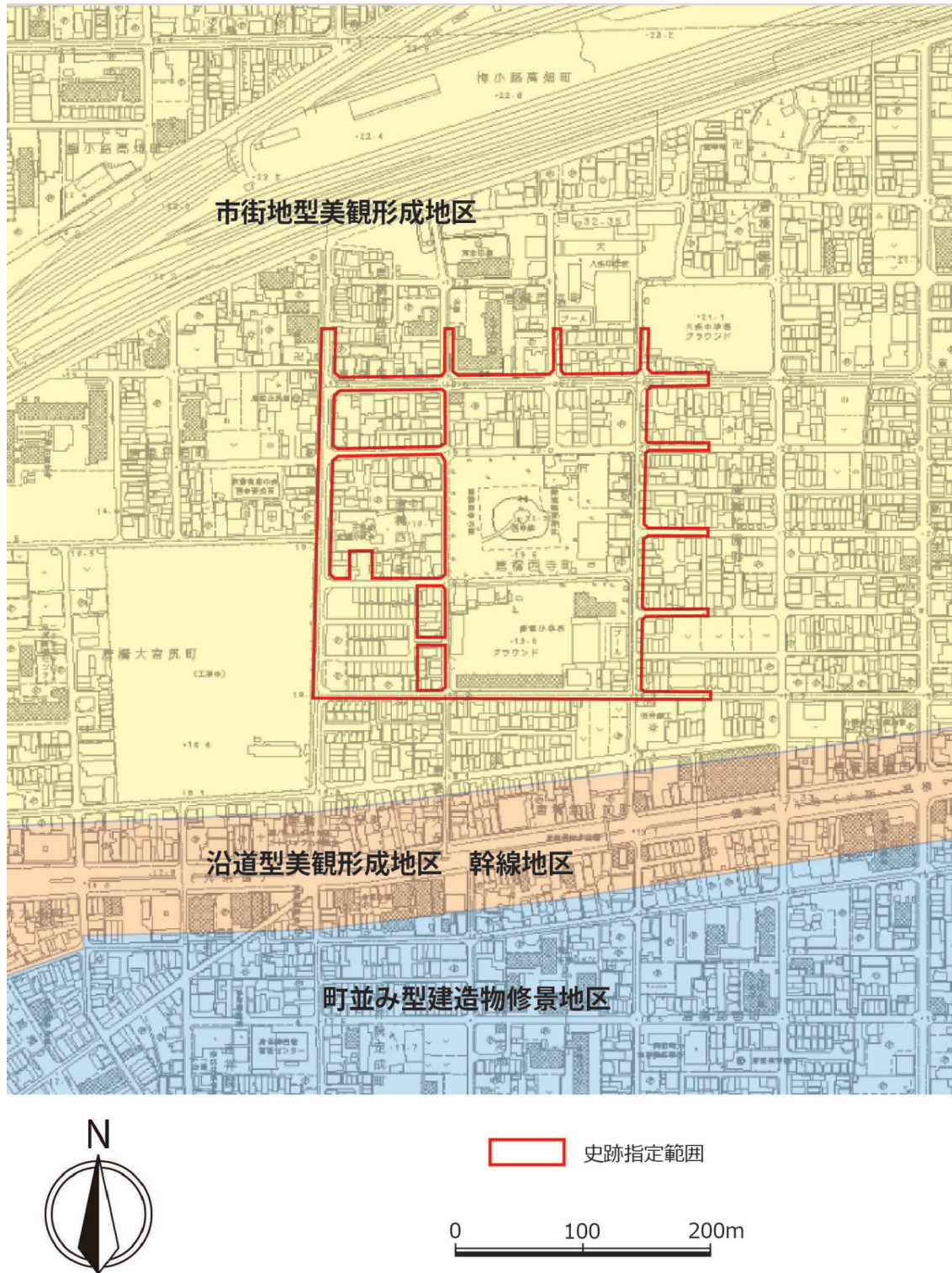
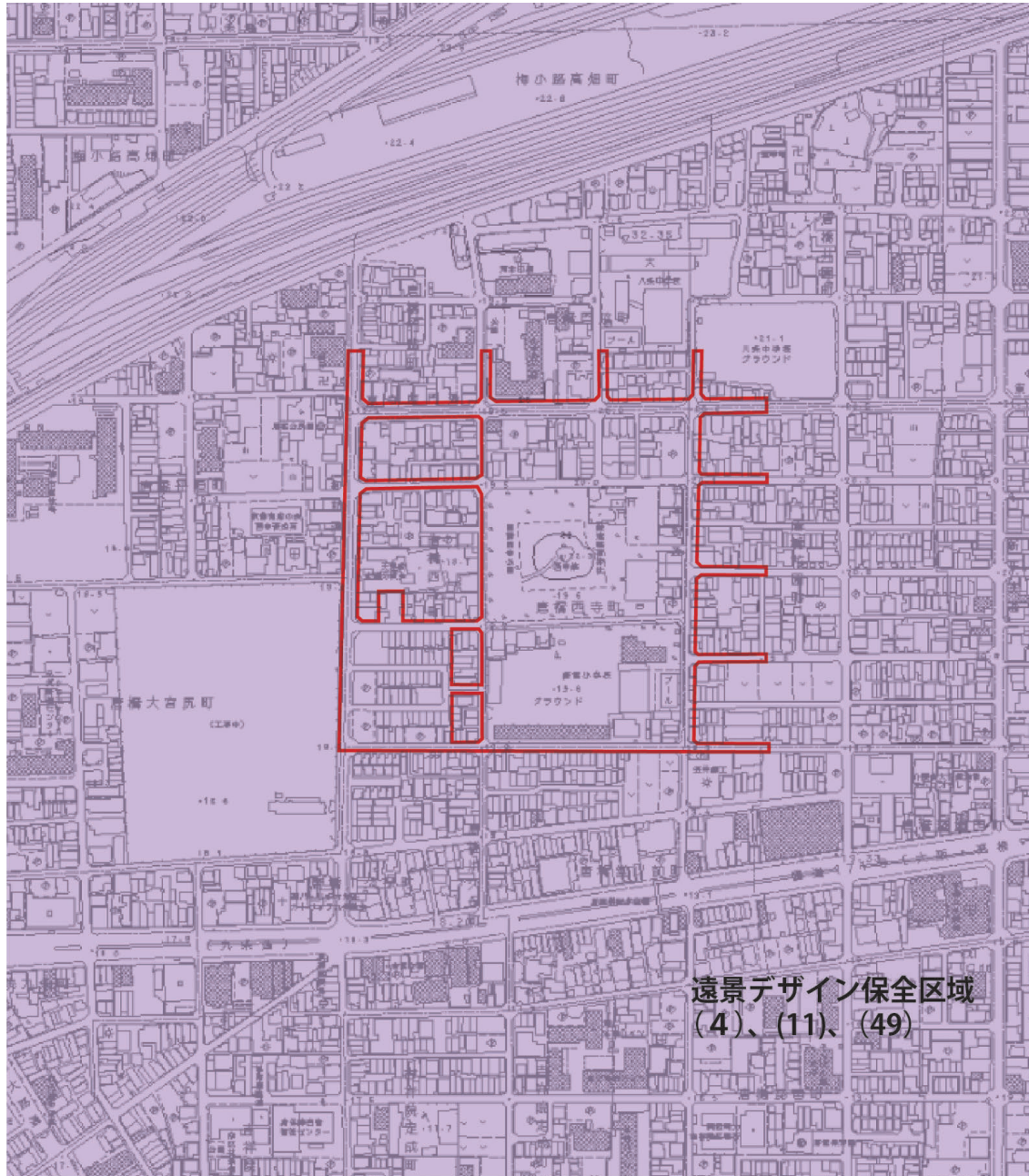


図2-8 史跡地周辺の法適用（景観地区）

3) 景観法/眺望景観

史跡地を含む周辺一帯は、清水寺(4)、慈照寺(11)、大文字山(49)を視点場とした遠景デザイン保全区域に指定されている。



史跡指定範囲

0 100 200m

図2-9 史跡地周辺の法適用 (眺望景観)

2. 史跡西寺跡周辺の状況

4) 屋外広告物法/屋外広告物規制

史跡指定地は「屋外広告物禁止区域」とされており、史跡地を含む周辺一帯は第5種地域に指定されている。

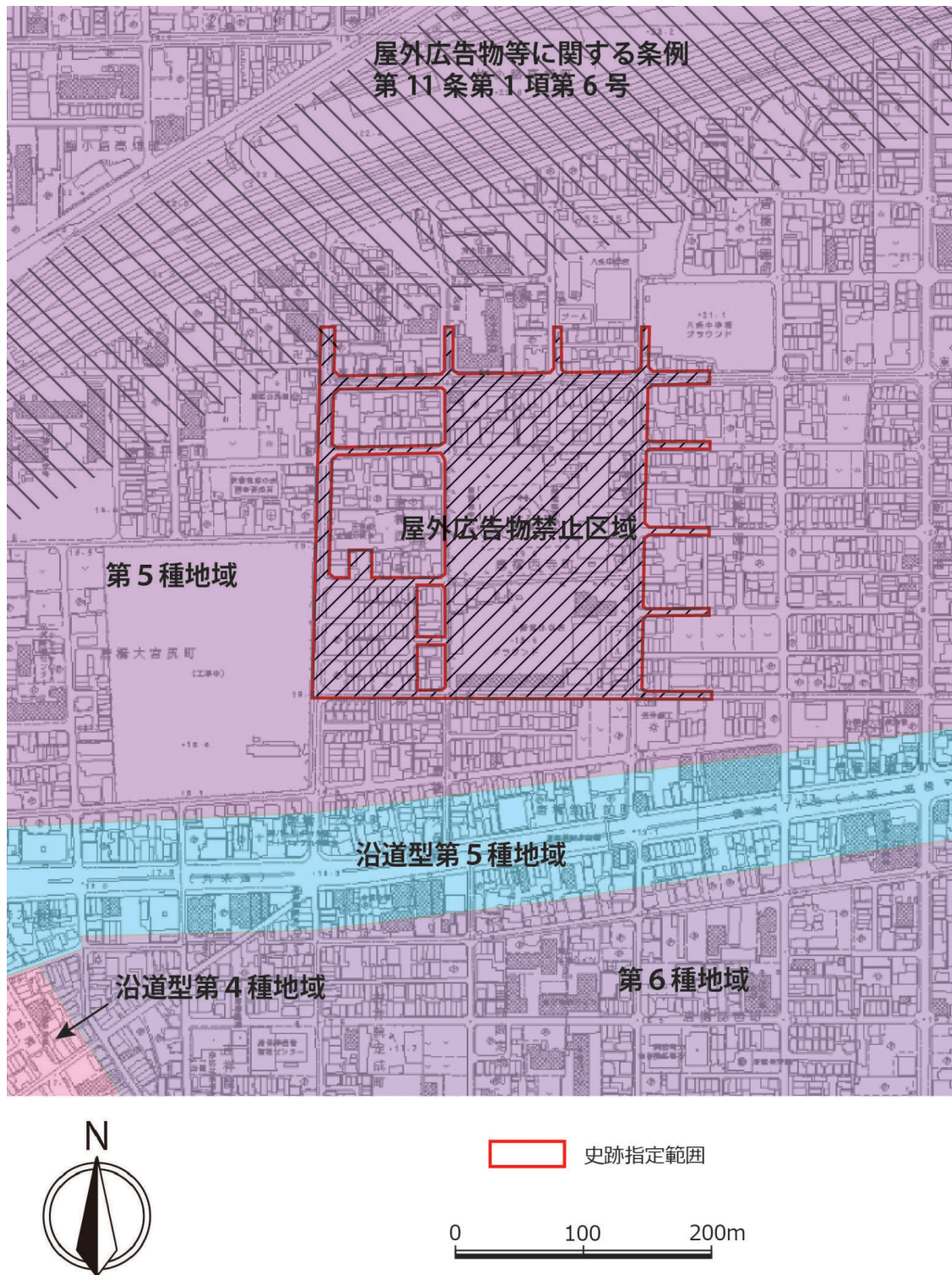


図2-10 史跡地周辺の法適用（屋外広告物関連）

(参考) 京都市ハザードマップ

(京都市水害ハザードマップ)

京都市水害ハザードマップ（南区版：令和3年5月）では、史跡地を含む周辺一帯における浸水深さ（水防法によって国や京都府が指定する「桂川下流」「鴨川・高野川」「天神川」「小畑川」が氾濫した場合に想定される最大の浸水の深さ）が、0.5～3m未満と想定されている。

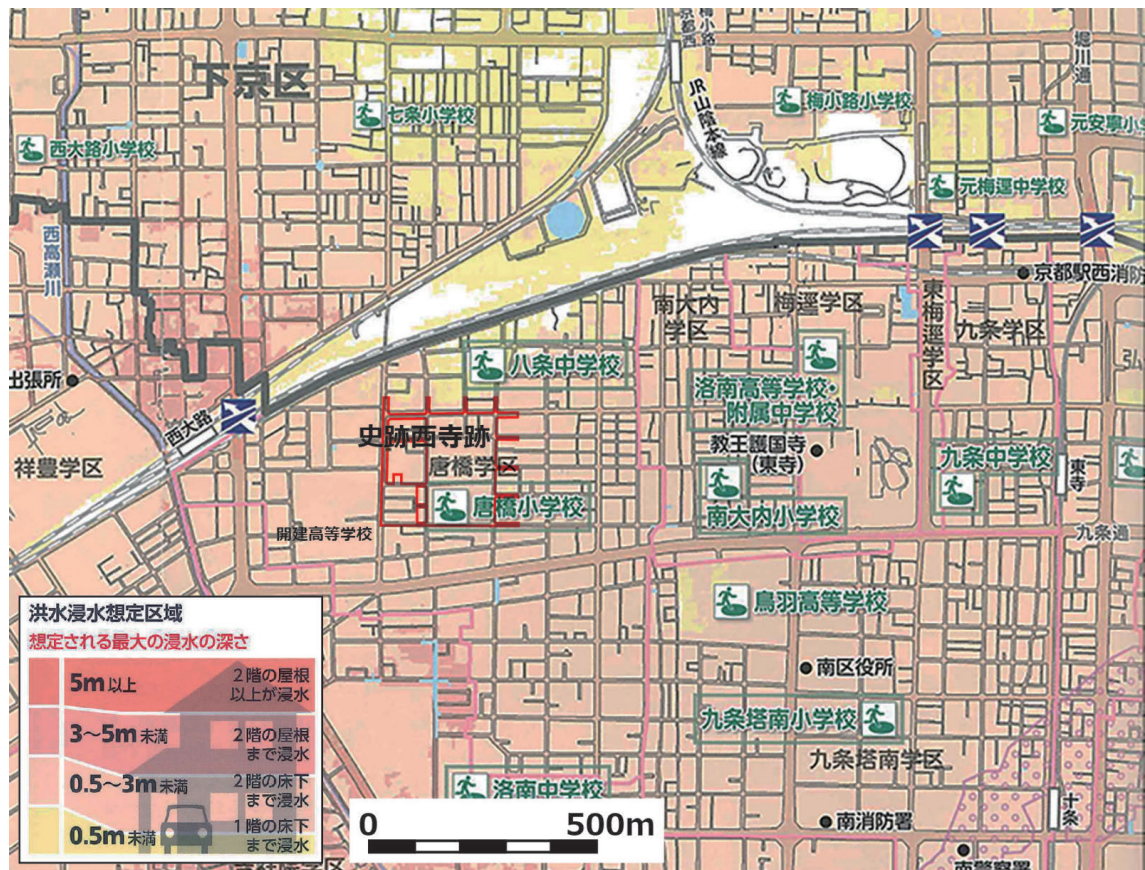


図2-11 京都市水害ハザードマップ（南区版）に加筆

2. 史跡西寺跡周辺の状況

(京都市地震ハザードマップ)

京都市地震ハザードマップ（南区版：令和6年3月）では、史跡地を含む周辺一帯における震度（南区に最も大きな被害をもたらすと想定される「花折断層地震」の震度分布）が、震度6強と想定されている。

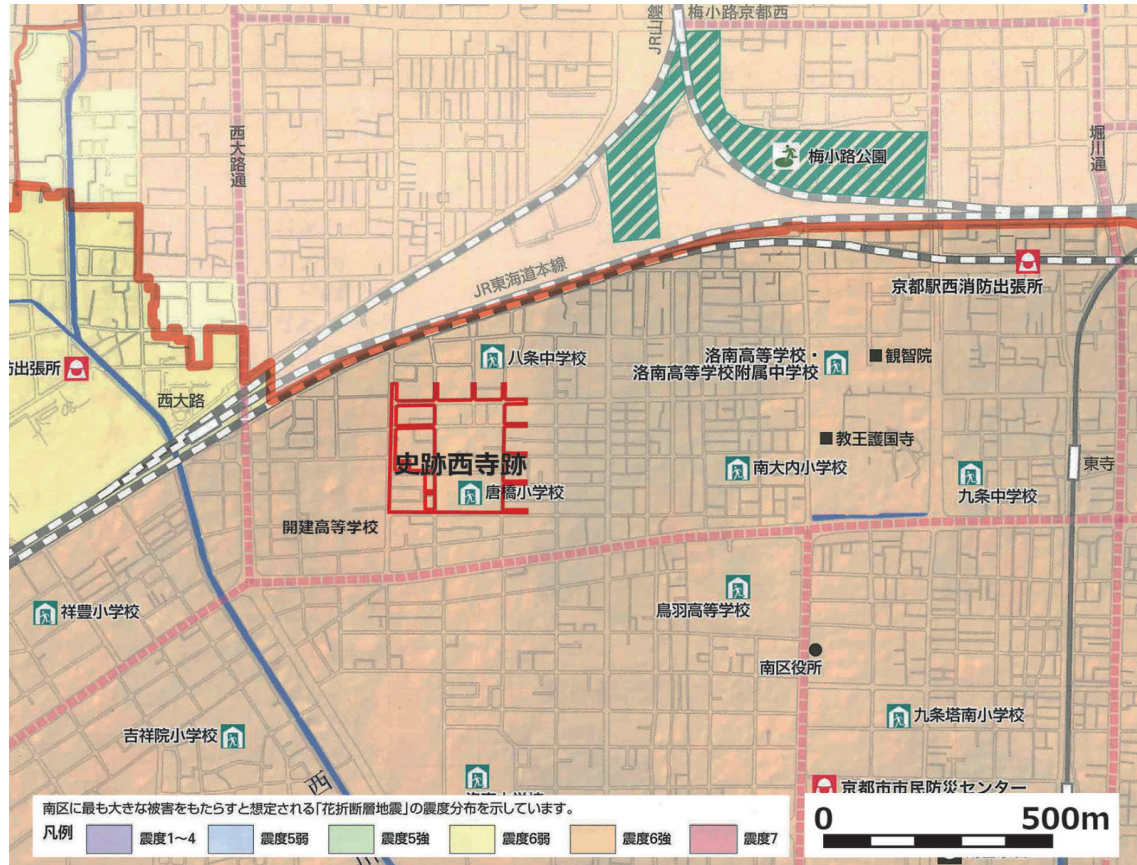


図2-12 京都市地震ハザードマップ（南区版）に加筆

2-3 歴史

(1) 弥生～古墳時代

近傍において縄文時代以前の遺跡は知られていない。明確な遺構は弥生時代中期（畿内第Ⅱ様式）以降で（唐橋遺跡）、後の西寺寺域北半（八条中学校周辺）で方形周溝墓や大溝、土坑などが確認されている（註1）。これに対し、寺城南半の下層には流路や落ち込みが多数あり、集落形成には適さない土地であったようである。弥生時代の後期から古墳時代になると、寺域の南西側にも集落が形成されたようで、開建高等学校の敷地やその東で古墳時代後期の竪穴建物を多数検出している（註2）。

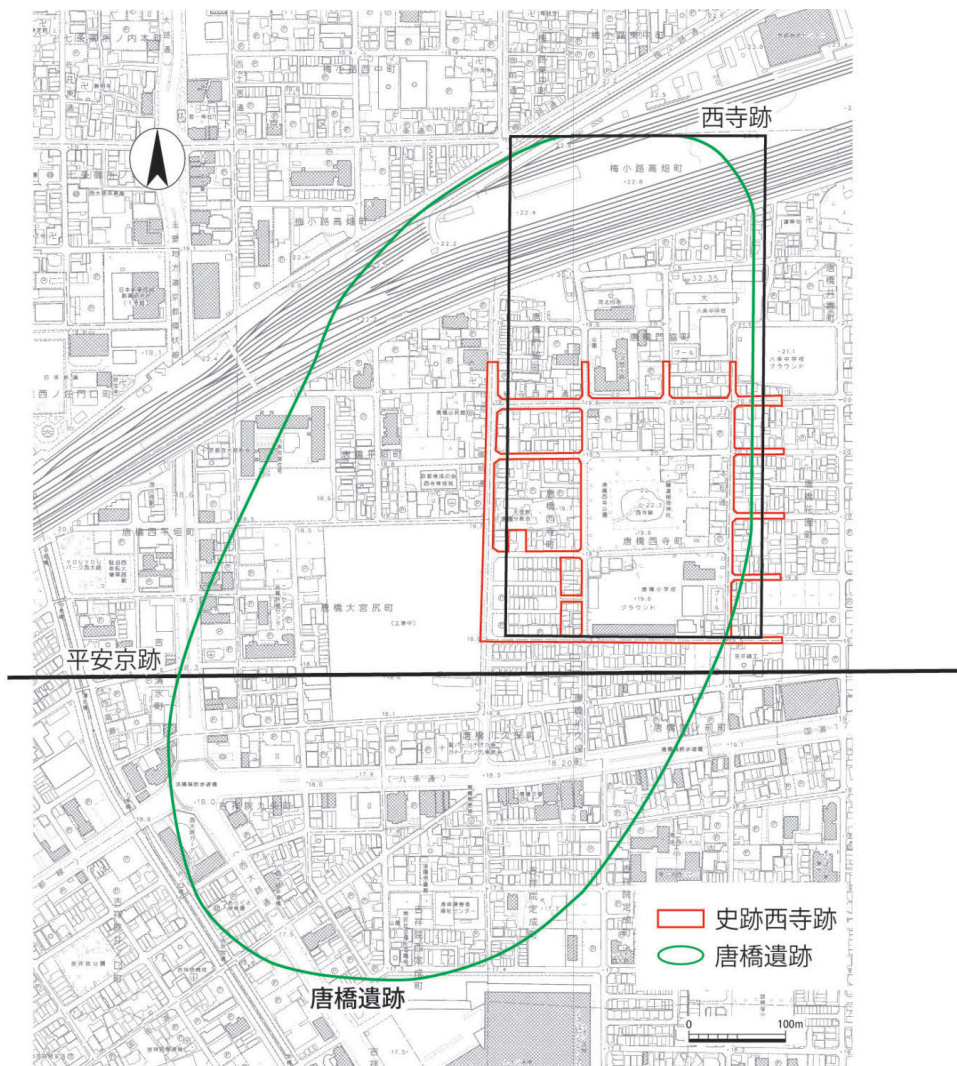


図2-13 唐橋遺跡位置図

(2) 飛鳥～奈良時代

開建高等学校の敷地では、飛鳥時代の掘立柱建物が確認されており、飛鳥から奈良時代にかけても土地利用が継続していたことが窺える（註3）。

(3) 平安時代

開建高等学校の敷地では、平安時代前期～中期にかけても掘立柱建物をはじめとした遺構を多数検出しており、引き続き宅地として利用されていたことが窺える。ただし、検出遺構は西大宮大路に面した部分に集中しており、以西は河川氾濫の影響を受けやすい低湿地であったと考えられる。しかし、後期になると遺構が見られなくなり、耕地化が進んだようである（註4）。

(4) 鎌倉～室町時代

当地の西側には東寺領荘園である植松東荘が置かれた。植松東荘は、観応3年（1352）、足利義詮によって東寺に寄進されたとされる。この頃にはすでに宅地としての利用はなく、一定規模の耕作地が展開していたと考えられる（註5）。『二水記』大永7年10月24日条（1526/11/18）には、この頃武家が西寺に陣を置き、桂や西岡へ出向いては放火したという記事が見える（註6）。

(5) 安土桃山時代

天正19年（1591）、豊臣秀吉が洛中の周囲に御土居を築く。西寺跡から見ると、かつての朱雀大路の東に沿って走る御土居が東寺との間を隔てることになったが、九条通に設けられた東寺口（鳥羽口）からは西国街道が西に向けて発し、西寺跡の南を通っていた。なお、御土居の堀は湧水を生じさせたようで、続く江戸時代にはその湧水が唐橋村の灌漑に利用されていた（註7）。

(6) 江戸時代

西寺跡を含む一帯は唐橋村と呼ばれるようになる。唐橋村は、北は葛野郡梅小路村、南は紀伊郡吉祥院村・上鳥羽村、東は葛野郡八条村・紀伊郡上鳥羽村、西は紀伊郡西中村・吉祥院村に接していた。元禄3年（1690）に分村し、東寺廻りに居住した支村の東唐橋村に対し、本村は西唐橋村と称した。享保14年（1729）時点で村高1244石余のうち1000石が禁裏御料と、村域のほとんどが禁裏御料という状況であったが、これは元和9年（1633）に徳川秀忠が進献した新御料である。寛保3年（1743）の「唐橋村明細帳」（竹内〈新〉家文書）には、「西寺古跡」が無年貢の芝地として東西拾五間南北拾六間（27×29m）の広さを有していたとあり、例年4月の祭礼では神輿の幸があると記されている（註8）。

(7) 明治時代以降

江戸時代に東西に分かれていた唐橋村は、明治5年（1872）に再び一村となったが、明治22年には町村制の施行に基づき西七条村、西塩小路村、梅小路村、御所ノ内村とともに七条村となる。周辺では、明治9年に大阪から延伸されてきた東海道本線が西寺跡の北側を通過して大宮仮停車場まで開通し、翌10年には京都駅が開業する。明治44年、梅小路の軌道拡幅に伴い、鎌達稲荷神社が梅小路村から現在地へ移転。大正7年（1918）七条村が京都市に編入され、下京区に含まれることとなる。昭和30年（1955）、当時の国鉄東海道本線以南が南区として分区され、南区唐橋となる。

この間、明治27年（1894）には、御前通沿いの西方寺が「名称ノ湮滅スルヲ恐レ」「西寺ニ寺号復旧」しており（註9）、これが現在の宗教法人西寺（浄土宗西山禅林寺派）である。

註

- 1) 近藤奈央『平安京右京九条一坊十五町・十六町跡（西寺跡）・唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2016-6、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2017年
- 2) 「平安京右京九条二坊四町跡」『昭和53年度京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所、2011年
李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
「平安京右京九条二坊」『昭和60年度京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概要』（財）京都市埋蔵文化財研究所、1988年
堀大輔「唐橋遺跡」『京都市内遺跡試掘調査概報平成15年度』京都市文化市民局、2004年
- 3) 李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
- 4) 李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
- 5) 李銀眞『平安京右京二坊四・五町跡、唐橋遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2020-2、（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2020年
- 6) 「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年
- 7) 「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年
- 8) 「唐橋村」『史料京都の歴史』第13巻南区、京都市、1992年
- 9) 『西寺紀綱』（西寺蔵）

2-4 文化財

周辺の文化財としてまず挙げられるのは、東方約750mにある東寺（史跡教王護国寺境内）である。平安京造営に伴い西寺と対になるものとして創建された。伽藍は西寺とシンメトリーに配置されているが、細部では差異もある（註1）。また、東寺の食堂に安置されていた地藏菩薩立像（平安時代。重要文化財。現在は宝物館に安置）は、『東宝記』に「或記云」として西寺の遺仏との伝えが記され、9世紀末～10世紀初め頃の作とされている（註2）。東寺との間には羅城門跡がある。羅城門は天元3年（980）の大風で倒壊し、以後再建されなかった。過去再三の発掘調査にもかかわらず遺構は未検出であるが、跡地は都市公園である唐橋羅城門公園となっている。

西寺跡の北西、下京区梅小路の梅林寺にある大日如来と地藏菩薩は、寺伝ではかつて西寺食堂にあったものという。梅林寺の北方には、松尾大社の西七条御旅所がある。春の松尾祭には、神幸祭（おいで）で社を出た七社の神輿と唐櫃（のうち4基）がここに21日間駐輦し、還幸祭（おかえり）では西寺講堂跡（旭の森）に他の神輿とともに集結した後、本社に還御する。

東山区の東福寺には西寺のものと伝わる梵鐘が存在する。『山州名跡志』（正徳元年〈1711〉）、『山城名跡巡行志』（宝暦4年〈1754〉）、『京都坊目誌』（大正5年〈1916〉）などの地誌で紹介されているほか、寛政年間（1789-1801）に刷られたという「東福寺境内図」にもその旨が記されているが、現状ではこれらより古い史料は見当たらない。詳細については巻末別稿を参照されたい。龍頭が失われているが笠形頂部まで、高さ1.56m口径1.0mを測る。形式的には奈良時代と推定されているもので（註3）、昭和32年（1957）重要文化財に指定されている。

このほかやや遠隔地ではあるが、西寺跡とともに地上に平安京の面影を残す場所として、史跡平安宮跡（内裏跡・朝堂院跡・豊楽院跡、上京区及び中京区）や史跡神泉苑（中京区）がある。また、西寺には直接関係しないが近傍の文化財として、智慧夢工房二九研究所主屋及び土蔵（ともに国登録）、六孫王神社本殿・拝殿・唐門及び回廊（市指定）、梅小路機関車庫（重文、下京区）がある。

史跡西寺跡が存在する京都市南区の文化財一覧を、表2-2～2-9に示す。

註

- 1) 西森正晃・鈴木久史『史跡西寺跡発掘調査総括報告書』京都市文化市民局、2021年
- 2) 東寺創建一千二百年記念出版編集委員会『新東宝記』東京美術、1996年
- 3) 坪井良平『日本の梵鐘』角川書店、1970年

表2-2 国指定等文化財：建造物（国宝・重要文化財）

	種別	名称	所在地	告示年月日
4	重要文化財 (国宝)	教王護国寺五重塔	南区九条町	明30.12.28 (昭27.11.22)
5	重要文化財 (国宝)	教王護国寺金堂 [附 棟札1枚]	南区九条町	明30.12.28 (昭28.3.31)
19	重要文化財 (国宝)	教王護国寺大師堂(西院御影堂) [附 厨子1基・棟札5枚]	南区九条町	明31.12.28 (昭33.2.8)
46	重要文化財 (国宝)	教王護国寺蓮花門	南区九条町	明35.4.17 (昭27.11.22)
66	重要文化財	教王護国寺慶賀門	南区九条町	明40.8.28
67	重要文化財	教王護国寺北大門	南区九条町	明40.8.28
85	重要文化財	教王護国寺東大門(不開門)	南区九条町	明43.8.29
86	重要文化財	教王護国寺南大門	南区九条町	明43.8.29
87	重要文化財	教王護国寺北総門	南区九条町	明43.8.29
101	重要文化財 (国宝)	観智院客殿 [附 棟札1枚]	南区八条通大宮西入下る柳原町	大3.4.17 (昭34.6.27)
111	重要文化財	教王護国寺宝蔵	南区九条町	大14.4.24
121	重要文化財	教王護国寺講堂	南区九条町	昭15.10.14
122	重要文化財	教王護国寺灌頂院	南区九条町	昭15.10.14
	重要文化財	教王護国寺灌頂院東門	南区九条町	昭30.6.22
	重要文化財	教王護国寺灌頂院北門	南区九条町	昭30.6.22
143	重要文化財	教王護国寺五重小塔	南区九条町	昭30.6.22

表2-3 国指定等文化財（国指定の史跡・名勝・天然記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	史跡	西寺跡	南区唐橋西寺町	大10.3.3
39	史跡	教王護国寺境内	南区九条町	昭9.3.13

表2-4 国指定等文化財：建造物（国登録有形文化財）

	種別	名称	所在地	告示年月日
294	国登録有形文化財	長谷川家住宅主屋	南区東九条東札辻町	平25.6.21
295	国登録有形文化財	長谷川家住宅土蔵	南区東九条東札辻町	平25.6.21
296	国登録有形文化財	長谷川家住宅表門	南区東九条東札辻町	平25.6.21
370	国登録有形文化財	去木庵（長谷川家住宅離れ）	南区東九条東札辻町	平29.6.28
411	国登録有形文化財	智慧夢工房二九研究所主屋	南区唐橋川久保町	平30.5.10
412	国登録有形文化財	智慧夢工房二九研究所土蔵	南区唐橋川久保町	平30.5.10
27	市指定有形文化財	倉掛神社本殿 [附 棟札 2 枚・祈祷札 1 枚]	南区久世東土川町	昭60.6.1
39	市指定有形文化財	六孫王神社本殿	南区壬生通八条上る八条町	昭61.6.2
		六孫王神社拜殿	南区壬生通八条上る八条町	昭61.6.2
		六孫王神社唐門	南区壬生通八条上る八条町	昭61.6.2
		六孫王神社回廊	南区壬生通八条上る八条町	昭61.6.2
		六孫王神社 [附 摂社 3 棟・棟札 1 枚・普請]	南区壬生通八条上る八条町	昭61.6.2

表2-5 市指定文化財（市環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
5	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭60.6.1

表2-6 主な未指定文化財：建造物（府暫定登録有形文化財）

	種別	名称	所在地	告示年月日
108	府暫定登録有形文化財	京都府立鳥羽高等学校管理棟（旧京都府第	南区西九条大国町	平29.9.29
109	府暫定登録有形文化財	観智院本堂	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
110	府暫定登録有形文化財	観智院書院	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
111	府暫定登録有形文化財	観智院渡廊（本堂書院間）	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
112	府暫定登録有形文化財	観智院庫裏	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
113	府暫定登録有形文化財	観智院金剛蔵	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
114	府暫定登録有形文化財	観智院表門（西門）	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
115	府暫定登録有形文化財	観智院南門	南区八条通大宮西入下る九条町	平29.9.29
116	府暫定登録有形文化財	教王護国寺八島神社本殿	南区九条町	平29.9.29
117	府暫定登録有形文化財	教王護国寺夜叉神堂（雄夜叉堂）	南区九条町	平29.9.29
118	府暫定登録有形文化財	教王護国寺夜叉神堂（雌夜叉堂）	南区九条町	平29.9.29
119	府暫定登録有形文化財	教王護国寺手水屋	南区九条町	平29.9.29
120	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院毘沙門堂	南区九条町	平29.9.29
121	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院御供所	南区九条町	平29.9.29
122	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院御供所廊下	南区九条町	平29.9.29
123	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院輦庫	南区九条町	平29.9.29
124	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院鐘楼	南区九条町	平29.9.29
125	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院靈宝蔵	南区九条町	平29.9.29
126	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院一切経蔵	南区九条町	平29.9.29
127	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院平唐門	南区九条町	平29.9.29
128	府暫定登録有形文化財	教王護国寺西院四脚門	南区九条町	平29.9.29
129	府暫定登録有形文化財	教王護国寺石橋一	南区九条町	平29.9.29
130	府暫定登録有形文化財	教王護国寺石橋二	南区九条町	平29.9.29
131	府暫定登録有形文化財	旧金蓮院稲荷社	南区九条町	平29.9.29
132	府暫定登録有形文化財	旧仏乗院表門	南区九条町	平29.9.29
133	府暫定登録有形文化財	旧金剛珠院表門	南区九条町	平29.9.29
134	府暫定登録有形文化財	旧宝菩提院表門	南区九条町	平29.9.29
369	府暫定登録有形文化財	菱妻神社本殿	南区久世築山町	平30.3.23

表2-7 主な未指定文化財（京都を彩る建物や庭園（認定））

	種別	名称	所在地（行政区まで）	認定年月日
35	京都を彩る建物や庭園（認定）	長谷川家	南区	平25.12.26
116	京都を彩る建物や庭園（認定）	六孫王神社	南区	平30.10.19

表2-8 主な未指定文化財（景観重要建造物）

	種別	登録名称	所在地（行政区まで）	指定年
90	景観重要建造物	智慧夢工房 二九	南区	平28
97	景観重要建造物	六孫王神社	南区	平29

表2-9 主な未指定文化財（界わい景観建造物）

	種別	名称	所在地（行政区まで）	指定年月日
139	界わい景観建造物	平田郷土玩具	南区（本願寺・東寺界わい景観整備地区）	平17.9.1